(1) 経済活動等の支援 ① 事業継続及び地域経済の速やかな回復のための支援

国への提案事項

(事業継続のための支援)

- 1 幅広い事業者に対する手厚い支援
- まん延防止等重点措置の適用に伴い,複数回にわたり実施した外出抑制や時間短縮 要請等により,飲食業や宿泊業等のサービス業を中心に厳しい状況が続いていること から,事業復活支援金の再実施など,著しく影響を受け,事業の存続が極めて困難と なっている業種に対して,十分な支援を行うこと。

2 資金繰り支援の継続について

- 実質無利子·無担保融資については,政府系金融機関での取扱期間を状況に応じて 弾力的に延長するなど,資金繰り支援を継続すること。
- 実質無利子·無担保融資について, 既貸資金の償還期間·据置期間·利子補給期間の 延長や, 返済猶予等も含めた, 事業者の返済負担の軽減支援を継続的に行うこと。

- (1) 経済活動等の支援
- ① 事業継続及び地域経済の速やかな回復のための支援

国への提案事項

(地域経済の速やかな回復のための支援)

- 3 観光需要の継続的な回復に向けた取組の推進
 - 緊急事態宣言発令やまん延防止等重点措置での度重なる外出や移動の自粛要請により、観光関連事業者は長期に渡り、深刻な影響を受けてきたことから、今後の新型コロナの拡大状況に応じ、売上減少や宿泊・旅行のキャンセル料に対する補填など、経営の継続や安定を図るための手厚い支援を行うこと。
 - 新たなGoToトラベル事業などの観光需要喚起施策については,効果的な支援制度とするため,割引率の上限緩和や対象経費の拡充等,地域の実情に応じた弾力的な運用を認めるとともに,自治体が独自に実施する観光需要喚起施策に対し,十分な財政措置等を行うこと。

【提案先省庁: 経済産業省, 中小企業庁, 観光庁】

- (1) 経済活動等の支援
- ① 事業継続及び地域経済の速やかな回復のための支援

現状/広島県の取組

- 県内企業への影響調査 (令和4年2月,広島県調査)
- ・59.3%の企業がコロナの感染拡大前(令和2年1月)と現在(令和4年1月) の比較では「売上高が減少した」と回答。うち、宿泊業と飲食店・その他飲食サービス業は100%が「売上高が減少した」と回答している。
- ・今後実施又は検討している資金繰り対策として,「補助金・助成金の利用」 を検討していると回答した企業が約3割となっており,雇用調整助成金等, 国及び県による補助金等の施策が企業から期待されている。
- 令和3年度の事業者向け給付・支援金

【広島県独自の事業者支援の例】

【国の事業者支援の例】

<u>· 頑張る中小事業者月次支援金</u>

<u>·事業復活支援金(国)</u>

対象期間:R4年1月~ 3月

対象期間:R3年11月~R4年3月 給付額:

給付額:

·中小法人 :上限60~250万円

・個人事業者:上限4~30万円/月※売上減少幅による。

·中小法人 :上限8~60万円/月

・個人事業者:上限30~50万円 ※売上減少幅、法人規模による。

○ 本県の観光客の状況(令和3年)

観光客数,宿泊者数ともにコロナ禍以前に比べ大幅に減少した状態が続いている。 単位:万人

区分		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
総観光客数	ኒ (※1)	267	184	358	289	219	401	506	402	2626
F	R元年比	37%	39%	65%	41%	40%	64%	82%	93%	56%
延べ宿泊者	数(※2)	39.7	31.2	52.3	47.7	34.7	58.8	69.4	82.2	416.0
	R元年比	36%	36%	55%	42%	36%	53%	69%	96%	52%

※1 総観光客数は、県内主要観光施設15か所のモニタリング数値の割合から算出した推計値 ※2 延べ宿泊者数は、観光庁宿泊旅行統計調査による(速報値)

課題

- まん延防止等重点措置の適用に伴う要請により、 全県において、飲食店等のサービス業を中心に、地域 経済への甚大な影響が顕在化しているため、事業継続に 向けて、十分な支援が不可欠。
- ポスト・ウィズコロナの新たな経済社会環境に適応できるよう,国内企業の生産能力の増強・高度化,新分野展開、事業再編などに向けた支援が不可欠。
- 宿泊業,旅行業,貸切バスなどの旅客運送,土産物店等,裾野が広い観光関連事業者は,修学旅行等を含む,旅行や宿泊のキャンセルも増加するなど,極めて厳しい経営環境を強いられており,観光需要の回復に至るまで,事業を維持できるよう,十分な支援が必要。
- 今後,感染の拡大防止と早期の観光需要回復との 両立が重要であり,国レベルにおける観光の本格的な 復興の実現が求められるほか,自治体で観光需要喚起 に向けた取組を強力に促進していくことが必要。

- (1) 経済活動等の支援
- ① 事業継続及び地域経済の速やかな回復のための支援

現状/広島県の取組

【融資実績】令和2年5月1日~令和3年5月31日

区分	件数	金額 (百万円)	備考		
新型コロナウイルス 感染症対応資金	37, 972	583, 691	信用保証料 1/2 補助分を 含む		

- 本県においては、令和2年5月1日から 実質無利子・無担保融資制度の取扱いを開始。
- 当制度の融資限度額については, 令和2年6月15日から3,000万円を4,000万円に, 令和3年2月1日から4,000万円を6,000万円に 引き上げた。
- 令和3年2月26日から,同一金融機関が取り扱う場合に限りコロナ資金間の借換制限の緩和措置を実施。

課題

- 既に元本の返済が始まっている事業者も多いが、コロナ関連の影響長期化により元本の返済が負担となる事業者が増加すると懸念される。 据置期間の変更など返済条件の変更については、実質無利子・無担保融資の対象とはなっておらず、金融機関や保証協会が柔軟な対応ができる制度になっていない。
- 実質無利子・無担保融資の実施にあたり、信用保証に基づく代位弁済に関する都道府県負担分や、条件変更に伴う償還期間の延長による預託原資調達に係る借入利息の増加が懸念される。